

# 「クーリング・オフ制度」 って知っていますか？

利用  
しましょう

「無料で屋根瓦の点検をする。」という業者が訪ねてきた。無料ならと思い依頼したところ、瓦の写真を見せられ「このまま放置しておくとはダメになる。修理が必要。」「通常は数百万円だが、今なら半額以下で修理ができる。」と言われ契約してしまった。後日知り合いの業者に見てもらったところ数万円でできる工事だった。



## 「クーリング・オフ制度」とは

- ・クーリング・オフとは「頭を冷やして考え直す」という意味。事例の訪問販売(点検商法)の様に、消費者が突発的な勧誘によって契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で契約を解除できるという制度です。
- ・訪問販売の他にも、電話勧誘販売などにも利用することができます。

### 手順の手順

### はがきの書き方

- ①契約書面を受け取った日を含めて**8日以内**(例外あり)に、書面で通知します。
- ②はがきを書いて、両面をコピーします。コピーは保管してください。
- ③はがきは「**特定記録郵便**」か「**簡易書留**」で送ります。
- ④支払ったお金は、全額返金されます。商品の引取り料金は業者負担です。

[うら面]

[おもて面]

通知書

次の契約を解除します。

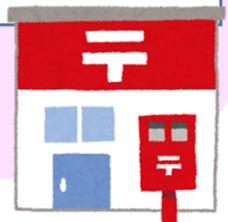
契約年月日 令和〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇,〇〇〇円  
 販売会社 株式会社×××  
 □□営業所  
 担当者△△ △△

支払った代金〇〇,〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日  
 長野県飯田市〇〇1234-5  
 氏名 〇〇 〇〇

販売会社名  
販売会社住所  
代表者様

不安を感じたら  
早めに  
相談しましょう



飯田市消費生活センター  
☎0265-22-4530

消費者ホットライン  
[局番なし] 188 (いやや!)

発行元 飯田市消費生活センター(飯田市役所内)

